

令和6年度事業承継マッチング支援事業業務委託 仕様書

1. 委託事業名

令和6年度事業承継マッチング支援事業業務委託

2. 目的

県内商店街の空き店舗の解消に向け、マッチングサイトを活用して、県内商店街において後継者不足に直面する事業者等（以下、「後継者不在事業者」と、事業や店舗を譲り受けたい県内外の事業者等（以下、「事業承継希望者」と）とのマッチングを支援し、商店街の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 委託業務内容等

(1) オープンネーム型M&A マッチングプラットフォーム鹿児島県特設サイト（以下、「鹿児島県特設サイト」）の構築等について

ア 鹿児島県特設サイトの構築・運用・保守

受託者が運用しているインターネットを利用した既存のM&A マッチングプラットフォーム上に、後継者不在事業者によるオープンネームでの事業承継希望者の公募ページ（鹿児島県特設サイト）を構築するとともに、適切な運用・保守を行う。

イ 鹿児島県特設サイトへの掲載事業者（後継者不在事業者）の募集、審査、掲載
鹿児島県特設サイトへの掲載事業者の募集、審査、掲載を行う。

掲載事業者の募集については、HPなどによる募集のみでなく、県内関係機関（事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所、商工会、市町村及び県庁関係課等）と連携し、後継者不在事業者を把握し、直接、後継者不在事業者へ説明を行うなどして、掲載事業者を募集すること。

また、掲載に係る審査、鹿児島県特設サイトへの登録、公募記事の作成等を行う。（公募記事の作成にあたっては後継者不在事業者の承諾のもと、事業者情報、写真、事業に対する想い、後継者に望むことなどを詳細に記載し、事業承継希望者に事業の内容や想いなどが伝わるようにすること。）

なお、掲載にあたっては、掲載事業者に対する掲載情報の作成支援や、双方が安心して合意できるよう、事業承継に係るお試し期間を設けるなど、後継者不在事業者及び事業承継希望者が参加しやすくなるような仕組みを構築するこ

ととする。

鹿児島県特設サイトへの掲載件数は、令和6年11月末までに20件程度を目標とし、マッチングの支援件数は、委託期間終了までに10件程度を目標とする。

ウ 事業承継に係る支援業務

鹿児島県特設サイトへの掲載事業者（後継者不在事業者）及び当該事業者の事業承継希望者に対して、鹿児島県特設サイトへの掲載から契約締結までの間において専門家による適切な支援を行うとともに、事業承継後においても適切なアフターフォローを行うこと。

また、業務受託者は、事業承継の当事者に対し、鹿児島県特設サイトの利用及び事業承継成立の際の費用負担等についてあらかじめ明示し周知すること。

エ 広報周知，問合せ対応

本事業の広報周知，事業承継希望者等からの問合せ対応等を行うこと。

広報周知にあたっては、HP・チラシ・SNSなど、紙媒体及び電子媒体の両方で行うなど、幅広い年齢層に対して効果的な周知方法をとること。

事業承継希望者等からの問合せ対応等については、内容について記録を残すこととし、特に問合せが多い内容等については、特設サイトへQ&Aを掲載するなど、鹿児島県特設サイト利用者の利便性向上に努めること。

オ 県内関係機関（事業承継・引継ぎ支援センター，商工会議所，商工会，市町村及び県庁関係課等）への事業説明会の開催

本事業の実施前に、連携する必要がある関係機関等に対して、事業説明会を行うこと。

※ 事業説明会については、本県の移住促進関係のイベント及び県内7地域（鹿児島地域，南薩地域，北薩地域，姶良・伊佐地域，大隅地域，熊毛地域，大島地域）で実施すること。

カ その他

その他，本事業遂行にあたり必要な業務を行うこと。

5. 実績報告等

(1) 以下の内容について、毎月15日（契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで）に、前月の事業実施状況を県商工政策課に報告すること。

- ・ 鹿児島県特設サイトへの掲載事業者数
- ・ マッチング件数
- ・ 問い合わせ件数及び問い合わせ内容

- ・ 鹿児島県特設サイトへのアクセス件数
- (2) 事業完了後、事業全体の実績報告書（A4サイズ）等を作成し提出するとともに、電子媒体によりデータを提出すること（媒体については別途協議）。
- (3) (1)(2)のほか、鹿児島県の求めに応じ、随時、報告を行うこと。

6. その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本業務には、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、県及び県内関係機関（事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所、商工会、市町村及び県庁関係課等）と調整・連携し、実施すること。
- (4) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後、詳細な打ち合わせを行い、県及び受託者双方合意の上、決定する。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定める。
- (6) 本事業により得られた成果品及び電子データ等、新たに作成したコンテンツに関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原著者の権利を含む）は、鹿児島県に帰属し、鹿児島県は、これらが無償で自由に改変し、二次利用できるものとする。